

5 用語の解説

■あ 行

意思決定支援 2015年に厚生労働省が「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」を作成。自らの意思を決定することが困難な障がい者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選考を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選考の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みのこと。

人間西障害者地域総合支援協議会 障がい者の地域における自立生活を支援していくため、関係機関・団体、障がい者・その家族、障害福祉サービス事業者や医療・教育・雇用を含めた関係者が、地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行う場。令和3年度時点では、日高市、毛呂山町、越生町、鳩山町の1市3町の広域で設置、運営している。協議会委員は、障害福祉サービス事業者、保健医療関係者、関係行政機関の職員などで構成されている。

SDGs（エスディーゼーズ） 持続可能な開発目標（Sustainable Deve Goals）の略称。2015年9月の国連で採択され、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール（目標）と169のターゲットから構成され、全てのゴールは繋がっており、断片的な取り組みではなく、一体のものとして取り組むことで達成されるものであり、「誰一人取り残さない」ことを誓っている。この目標は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいる。

■か 行

学習障がい(LD=Learning Disabilities) 基本的には、全般的な知的発達に遅れはないが、聴く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態をさす。

基幹相談支援センター 福祉サービスの利用援助・就労支援・専門機関の紹介など、障がいのある方が自立した日常生活・社会生活を送るための支援を行うことを目的とする機関。

居宅介護（ホームヘルプ） 自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行うサービス。

ケアマネジメント 地域において生活する上で支援を必要とする人に対し、福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広いニーズと、地域のさまざまな社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整するとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらには社会資源の改善及び開発を推進する援助方法。

ケアラー 高齢、身体上又は精神上の障がい又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する人。

権利擁護センター 認知症高齢者や障がいのある方の生活上のさまざまな相談に対応する機能のほか、判断能力の不十分な方の福祉サービスの利用支援や、日常的な金銭管理などを支援する福祉サービス利用援助事業の実施、施年後見制度利用促進を図るための支援を行うことを目的として、埼玉県では社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会に運営を委託しており、障がい者差別解消に関する相談については、全ての市町村において相談窓口を設置している。

高次脳機能障がい 病気や事故などの原因により脳が損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障がい、注意障がい、社会的行動障がいなどの認知障がい等のこと。

行動援護 知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行うサービス。

個別減免 サービス利用にかかる自己負担への上限額の設定に加え、同じ世帯の中でほかにも障害福祉サービスや介護保険のサービスを受けている人がいる場合には負担額を軽減し、さらに、収入に応じて個別に減免をする制度。

■ さ 行

サービス等利用計画 障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、障がいのニーズや置かれている状況等をふまえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し作成する計画。指定特定相談支援事業者が作成する。

自主防災組織 災害時において、被害の防止または軽減を図るために、地域の住民が自主的な防災活動を行う組織。

住宅入居等支援事業 賃貸契約による一般住居への入居に当たって、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に、入居に必要な調整等にかかる支援を行う。

児童発達支援センター 「児童福祉施設」として規定される施設。施設の有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を併せて行うなど地域の中核的な療育支援を担う施設。

指定特定相談支援事業者 特定相談支援事業〔計画相談支援（サービス利用支援及び継続サービス利用支援）及び通常の相談支援（地域の障がい者等の福祉に関する各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行う事業）〕を行う事業所。指定特定相談支援事業者の指定は、総合的に相談支援を行う者として厚生労働省令で定める基準に該当する者の申請により、特定相談支援事業を行う事業所ごとに市町村長が行うことと定められている。

重症心身障害児施設 重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複している障がい児（者）が入所し、治療及び日常生活の指導を受ける施設。

重度障害者等包括支援 常に介護を必要とする方のなかでも、特に介護の必要度が高い方に対して、居宅介護等を包括的に提供するサービス。

重度訪問介護 重度の肢体不自由者または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり、常時介護を必要とする障がい者に対して、ホームヘルパーが自宅に訪問して入浴、排せつ、食事などの介護や、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助、外出時における移動の介護を総合的に提供するサービス。

就労移行支援 一般就労を希望する人に、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行うサービス。

就労継続支援 通常の事業所で働くことが困難な人に、就労機会の提供や生産活動その他の活動機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行うサービス。一般就労が可能と見込まれる人を対象とするA型（雇用型）、就労に必要な知識及び能力の向上・維持が期待される人を対象とするB型（非雇用型）がある。

障害者総合支援法 正式には障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律という。障害者自立支援法に代わって、2013（平成25）年4月1日に施行された法律。障害者基本法を踏まえた基本

理念を新たに設けたほか、障がい者の範囲に難病等を追加するなどの見直しがされた。

障害児通所支援 障がい児に対する通所による支援。児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の四つのサービスがある。

障害者就労支援センター 地域で生活する障がい者の就労に関する相談等の就労支援を行う機関。障がい者の一般就労の機会を拡大し、障がい者が安心して働き続けられるように本人及びその家族を支援し、その自立と社会経済活動への参画の促進を図るとともに、障がい者の実習を受け入れる事業主や障がい者雇用を行う事業主への支援により、障がい者と事業主の調整を行うことを目的とする。鳩山町では坂戸市障害者就労支援センターに委託し、障がい者の職業相談、就職準備、職場開拓、職場実習、職場定着等の各種支援を行っている。

職場適応援助者（ジョブコーチ） 障がい者が職場に適応することを容易にするため、職場に派遣されるなど、きめ細やかな支援を行う者をいう。障がい者が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える。

自立支援医療 心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。統合失調症などを有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行う「精神通院医療」、障がい児（障がいに係る医療を行わないときは将来障がいを残すと認められる疾患がある児童を含む。）で、その身体障がい除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行う「育成医療」、身体障がい者で、その障がい除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行う「更生医療」がある。

身体障害者手帳 身体障害者福祉法に定める障がい程度に該当すると認められた場合に本人（15歳未満は、その保護者）の申請に基づいて交付されるもので、各種のサービスを受けるための証明となる。手帳の等級には、障がいの程度により1級から6級がある。

障害児（者）生活サポート事業 在宅の障がい者の地域生活を支援するため、町に登録してあるサービス提供事業者から移送サービスや外出援助サービス、派遣による介護サービスなどを利用した場合に援助を行う事業。

生活保護 資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を促す制度です（支給される保護費は、地域や世帯の状況によって異なります）。

精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム 精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステム。

精神障害者保健福祉手帳 一定の精神障がいの状態にあることを証明するもので、申請に基づいて交付される。手帳を取得することで、各種のサービスが受けやすくなる。手帳の有効期間は2年で、障がいの程度により1級から3級がある。

成年後見制度 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。法定後見制度と任意後見制度の二つからなる。

総合相談支援窓口 町が社会福祉協議会に委託して開設している窓口であり、今までの制度では対応しき

れなかった福祉に関する複雑な相談を受け、相談支援包括化推進員が関係機関や団体等と連携して必要な支援に繋ぎ、解決に向けた支援を行う窓口。

相談支援事業 地域の障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等、障がい児の保護者又は介護者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等、必要な援助を行う事業。本町は、日高市、毛呂山町、越生町との1市3町の広域で実施している。

■ た 行

短期入所（ショートステイ） 自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある方に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行うサービス。

地域生活支援拠点等 障がい者の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり等の居住支援のための機能を持つ場所や体制のこと。

地域生活支援事業 障害者総合支援法に基づく事業で、各自治体が利用者の状況に応じて柔軟なサービスを提供するもので、相談支援事業、意思疎通（コミュニケーション）支援事業、日常生活用具給付事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業等がある。

地域活動支援センター 障がい者を対象とする通所施設の一つ。地域の実情に応じ、創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を行い、障がい者の自立した地域生活を支援する場。

注意欠陥／多動性障がい(ADHD=Attention Deficit Hyperactive Disorder) 注意力の障がいと多動・衝動性を特徴とする行動の障がい。①注意力の障がい（注意が持続できない、気が散りやすい、必要なものをよくなくす、など）、②多動性（じっと座ってられない、常にそわそわ動いている、など）、③衝動性（順番を待つことが苦手、人の会話に割り込む、など）を特徴とし、知的な遅れはほとんどみられない。「ADHD」とも呼ばれる。

中核機関 成年後見制度の利用を促すために必要とされる、様々な関係団体との地域ネットワークの中核を担う機関。地域の権利擁護支援・利用促進機能の強化に向けて全体構想の設計と実現に向けた進捗管理・コーディネートを行う「司令塔機能」、地域における協議会を運営する「事務局機能」、地域における支援方針、後見人候補者推薦、モニタリングの検討、専門的判断を担保する「進行管理機能」の三つの役割を市町村が直営か委託によって果たすことが求められている。

通級による指導 小・中学校の通常の学級に在籍している心身に軽度の障がいがある児童生徒に対して、各教科等の指導は通常の学級で行いつつ、心身の障がいに応じた特別の指導を特別支援学級などで行うもの。

同行援護 移動に著しい困難を有する視覚障がいのある方が外出する際、ご本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、ご本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うサービス。

特別支援教育支援員 教育上特別な支援が必要な児童・生徒の日常生活の介助や学習活動のサポートを行い、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う、小中学校に配置される職員。

特定疾患医療給付 難病のうち、難治度、重症度が高く、さらに患者数が少ない疾患について、特定疾患治療研究事業を行い、研究の推進と治療の確立・普及を図り、併せて医療費の給付により患者の負担を

軽減するもの。

特定障害者特別給付費 施設入所支援等のサービスを利用する人に対し、所得の状況等に応じ、食事又は居住の費用について、実費負担を軽減するために支給されるもの。

特別支援学校 学校教育法に基づき、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者または病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を習得することを目的に設置される学校。

■ な 行

難病患者 「難病」とは、原因が不明で、治療法が未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病で、経過が慢性にわたり、経済的な問題だけでなく、介護などに人手を要するために家庭の負担が大きく、また精神的にも負担の大きい疾病と定義されている。

日常生活用具 在宅の重度の障がい者に対し、浴槽等を給付することによって障がい者の日常生活を容易なものとし、介護者の負担の軽減を図るために給付する用具。

ノーマライゼーション 障がい者を特別視するのではなく、障がいのある方もない方も、誰もが個人の尊厳が重んぜられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常（ノーマル）の社会であるとする考え方。

■ は 行

発達障がい 発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障がい並びに行動情緒の障がいの対象とされている。具体的には、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、注意欠陥多動性障がいなどがこれに含まれる。

発達巡回訪問指導 発達障がい等に関する知識を有する専門員が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や親に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う事業。

発達保障 以前は、最重度知的障がい児や重症心身障がい児は発達を期待できないと考えられてきたが、重度の障がいであっても、障がい者自身が主体者として発達していくことができるということが明らかになり、その発達を促す援助の重要性を「発達保障」としてとらえられるようになった。（「発達保障」とは「健常者」の発達をも含む。）

パブリックコメント 意見公募手続として平成 17 年 6 月に行政手続法の改正により新設された手続き。町の重要な施策の立案や計画の策定及び条例の制定を行うにあたり、事前に内容の案を示し、その案について広く住民等から意見や情報などを求め、政策形成過程における透明性、公平性の確保を図り、町民への説明責任を果たし、町民の町政への参画を推進し、提出された内容を考慮して施策等を定めるもの。

バリアフリー 障がいのある方が社会生活をしていくうえで妨げとなる障壁（バリア Barrier）となるものを除去（フリーFree）するという意味。床の段差を解消したり、手すりを設置するなどといったハード面だけではなく、近年では、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なさまざまな障壁を除去するという意味で用いられてきている。

ピアサポート 同じような立場の人同士による支え合いを通じて問題解決へと導く仲間のこと。

避難行動要支援者 「要支援者」とは、「何らかのハンディキャップを有するため、災害に対処する際に他者の援護を必要とする者、自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知することが困難な者、または察知しても適切な行動をとることが困難な者」と鳩山町避難行動要支援者避難支援計画では定義されており、具体的には、①高齢者（ひとり暮らし高齢者、寝たきり高齢者、認知症高齢者等）②障がい者（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者等）③常時特別な医療を必要とする在宅療養者（難病等の者）④乳幼児、児童⑤その他（妊産婦、日本語理解が十分でない外国人、旅行者）など。と示されている。

避難行動要支援者個別支援計画書 一人ひとりの要支援者に対して、災害時に、誰が支援してどこの避難所等に避難させるかなどを定める「避難支援プラン」（個別計画）のこと。

ファックス 110 番、メール 110 番 聴覚に障がいがある方、又は言葉が話せない方が、事件や事故にあったとき、電子メールやファックスを利用して、警察へ緊急通報を行うことができるシステム。

福祉有償運送 タクシー等の公共交通機関によっては、要介護者、身体障がい者等の移動制約者に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合において、NPO等が実費の範囲内で、営利とは認められない範囲の対価によって、乗車定員 11 人未満の自家用自動車を使用して、当該法人の会員に対して行う原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送サービス。

フレックスタイム 労働者が一定の定められた時間帯の中で、始業及び終業の時刻を自由に決定することができる変形労働時間制の一つ。具体的には、1 日の労働時間帯を、必ず勤務しなければならない時間（コアタイム）と、その時間帯の中であればいつ出退勤してもよい時間帯（フレキシブルタイム）とに分けて実施するのが一般的である。

ペアレントトレーニング 保護者等を対象に、行動倫理をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者等の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもへの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目指す家庭支援プログラムの一つ。

ペアレントメンター 発達障がいの子どもの育てた保護者が育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対してグループ相談や子どもの特性等を伝えるほか、情報交換等を行うもの。メンターとは「信頼のおける仲間」という意味。

補装具 身体障がい者に対して、失われた部位や部分を補って必要な身体機能を得るため交付する、義肢、車いす、補聴器等。交付または修理を行う。

ボランティアコーディネーター 適切なボランティア活動が提供されるよう、ボランティアによる支援を必要とする人、ボランティア活動をしたい人それぞれのニーズを把握し、調整する人。

■ や 行

要約筆記 聴覚障がい者に、話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳のこと。話すスピードは書くよりも数倍早く、すべてを書くことは不可能なため、話の内容を要約して伝えるもの。

■ ら 行

療育手帳 児童相談所または知的障がい者更生相談所で判定を受け、知的障がいがあると認定された者に対して交付され、相談、指導や各種の援護を円滑に受けるためのもの。障がいの程度により、最重度㊿、重度 A、中度 B、軽度 C に区分して記載される。

リハビリテーション 障がい者等に対し、機能訓練と社会生活への復帰をめざして行われる治療と訓練をいい、医学的、社会的、職業、教育的、心理学的などの諸領域に分けられる。障がい者の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的な訓練プログラムにととまらず、障がい者のライフステージすべての段階において全人間的な復権に寄与し、障がい者の自立と社会参加をめざすものとして、障がい者福祉の基本的な理念となっている。



鳩山町障がい者福祉計画

令和3年3月

発行者／鳩山町

編集／鳩山町長寿福祉課

〒350-0392 埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸 184 番地 16

TEL 049-296-1241

FAX 049-296-3390

E-mail h140@town.hatoyama.lg.jp

鳩山町ホームページ <http://www.town.hatoyama.saitama.jp>